

太田市契約保証金取扱要領

平成 22 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、太田市が締結する工事請負契約及び設計等業務委託契約（以下「工事請負契約等」という。）に必要な契約保証金の取扱いについて、太田市契約規則（平成 17 年太田市規則第 75 号）第 21 条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(契約保証の範囲)

第 2 条 契約保証を行う工事請負契約等は、予定価格が 300 万円以上の契約等とする。

(契約保証の内容)

第 3 条 契約保証は、請負代金額（設計等業務委託契約にあっては、「業務委託料」と読み替えるものとする。以下同じ。）の 100 分の 10 以上の金銭的履行保証を請負者に求めるものとする。ただし、請負者が履行不能に陥ったとき、市が重大な損失を被るおそれがあると認めた場合は、請負代金額の 100 分の 30 以上の役務的履行保証を請負者に求めることができる。

(契約保証の方法)

第 4 条 契約保証の方法は、当分の間、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 前号に代わる担保となる有価証券（国又は地方公共団体が発行する債権に限る。）の提供による保証
- (3) 金融機関等の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険による保証
- (6) 前払保証事業会社の保証

2 複数の方法による保証及び契約途中での保証方法の変更は、認めないものとする。

(契約保証金等の納付)

第 5 条 市長は、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による契約保証の場合は、契約保証金等納付書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

2 前項により納付された契約保証金等は、工事目的物（設計業務等委託契約の場合にあっては、「成果物」と読み替えるものとする。以下同じ。）の引渡しを受けたときは、請負者から契約保証金等払出請求書（様式第 2 号）を提出させ、請負者に返還するものとする。

(保証書等の取扱い)

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項第 2 号から第 6 号のいずれかの契約保証による場合は、請負者からその保証に係る保証書等を提出させ、工事目的物の引渡しを受けるまでの間、保管するものとする。

2 市長は、前条第2項の工事目的物の引渡しを受けたときは、請負者に対し保管している保証書等を返還し、有価証券に係る領収書（様式第3号）又は保証書に係る領収書（様式第4号）を徴するものとする。ただし、第4条第1項第4号から6号の契約保証による場合は、保証書等の返還は行わないものとする。

（変更契約の取扱い）

第7条 変更契約に伴う契約保証金等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 請負代金額の増額変更を行う場合（工期末に行われるものは除く。）で、当初請負代金額と増額変更後の請負代金額との差額が当初請負代金額の3割を超えるときは、契約保証の金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に増額変更するものとする。
- (2) 請負代金額の減額変更を行う場合（工期末に行われるものは除く。）で、請負者から要求があったときは、契約保証の金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に保たれる範囲で減額変更するものとする。
- (3) 工期（設計業務等委託契約の場合にあっては、「業務期間」と読み替えるものとする。以下同じ。）の延長を行う場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、当該保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。ただし、第4条第1項第6号による契約保証の場合は、契約保証期間の延長変更は行わないものとする。
- (4) 工期の短縮を行う場合で、請負者から要求があったときは、保証期間を変更後の工期を含むように短縮変更するものとする。ただし、第4条第1項第6号による契約保証の場合は、契約保証期間の短縮変更は行わないものとする。
- (5) 請負者の責めに帰すべき事由により履行遅滞が生じた場合で、工期経過後相当期間内に工事（設計業務等委託契約の場合にあっては、「業務」と読み替えるものとする。以下同じ。）を完成させようとするときは、工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。ただし、第4条第1項第6号による場合は、契約保証期間の延長変更は行わないものとする。
- (6) 予定価格300万円未満の工事が、増額変更により請負代金額が300万円以上となったとしても契約保証は行わないものとする。

（契約保証金の取扱い事務）

第8条 契約保証金の取扱い事務は、契約担当課が行うものとする。

（その他）

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

契約保証金等納付書

年 月 日

(あて先) 太田市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

年 月 日落札(決定)した下記の工事(業務)について、太田市と
契約を締結したいので、次のとおり契約保証金を納付します。

記

- 1 契約工事(業務)名
- 2 契約工事(業務)場所
- 3 契 約 金 額
- 4 契約保証金額
- 5 区 分(いずれかの にレ印を付してください。)

契約保証金

有価証券 種類:

額面: 円

工事(業務)番号	
----------	--

担当者確認	
-------	--

契約保証金払出請求書

(保管金払出請求用)

年 月 日

(あて先) 太田市長

請求金額											円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記金額を請求いたします。

ただし、契約工事(業務)名

上記の契約工事(業務)に係る契約保証金

請求者

〒 -
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記の口座へ振り替えてください。

請求番号		債権者コード									
口座名	カナ										
	漢字										
口座番号	銀行	本 支店	1	普通No							
			2	当座No							

検 収 日 付	担当印
年 月 日	

印は記入不要

有価証券に係る受領書

年 月 日

(あて先) 太田市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

貴職より下記の有価証券を受領したので、今後、有価証券の滅失、き損等につき、一切の責任を負うことを約します。

記

1 契約工事(業務)名

2 契約工事(業務)場所

3 契 約 金 額

4 有価証券の名称

額面

円

保証書に係る受領書

年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

貴職より保証書(変更契約書がある場合には変更契約書を含む。)を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

記

1 契約工事(業務)名

2 契約工事(業務)場所

3 契 約 金 額